

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

地域の医療機関、居宅介護支援事業所などと連携を深め、入居者の安全と安心につながるサービス提供体制を構築しています。急変時や感染症発生時に備え、地域内の医療機関と密に連携を図っています。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

記録業務の ICT 化（介護ソフト、クラウド共有）の導入を進め、介護の質と職員の働きやすさの両立を図っています。また、業務効率化による職員への負担を軽減しケアの質の向上を目指しています。

c. 専門人材マッチング

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

施設内の照明を LED 化し、省エネ機器を積極的に導入するほか、福祉用具や日用品の調達においても環境負荷の少ない製品を選ぶなど、脱炭素社会に向けた取り組みを進めます。食品ロス削減の取り組みも行い、環境にやさしい施設運営を目指しています。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため

の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当施設は、地域包括ケアの一翼を担う介護事業所として、取引先や地域社会と連携し、以下のような取り組みを行っています。

- ・ 地域の福祉用具業者や食品納入業者と情報共有を行い、より安全で快適な生活環境を提供するための改善提案を積極的に受け入れ、共に高齢者ケアの質向上に努めています。
- ・ 地域住民や近隣事業者と合同での防災訓練や避難支援計画の策定を進め、災害時における高齢者の安全確保を地域全体で支える体制づくりに貢献しています。
- ・ 若年層や地域の介護未経験者に対して職場体験や見学の機会を提供し、介護の魅力ややりがいを伝えることで、将来の人材育成にも取り組んでいます。また、学校の職場体験で学生にきてもらうようにしています。
- ・ 取引先に対しても、介護現場における課題やニーズを丁寧に共有することで、相互理解と信頼関係を深め、持続可能なサプライチェーンの構築を目指しています。

2025年7月29日

---

株式会社あかね

代表取締役・茂木法志

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。